

名古屋市上下水道局「週休2日制工事」試行要綱
(建築工事・建築機械工事・建築電気工事)

名古屋市上下水道局

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設業界において若手技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められていることに鑑み、建設産業の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、週休2日の普及に取り組むため、名古屋市上下水道局所管の建築工事、建築機械工事、建築電気工事における週休2日制の試行にあたり、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日制工事

工事開始日から工事完了日までの対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行い、就業者が休業できるよう取り組む工事をいう。

(2) 対象期間

工事開始日から工事完了日までの期間のうち、以下の期間を除いたものをいう。

ア 年末年始(6日間)

イ 夏季休暇(3日間)

ウ 工場製作のみを実施している期間

エ 工事全体を一時中止している期間

オ 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間
(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等)

カ 家屋調査等の現場外における調査等のみを行っている期間

キ 天災(豪雨、出水、地震等)に対する突発的な対応期間

ク その他、監督員が認めた期間

(3) 現場閉所 現場安全点検(巡視)等を行うことを除き、現場事務所での作業を含み1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

第3条 発注者は、次の各号のいずれにも該当する工事について、週休2日制工事の対象として指定するものとし、「週休2日制工事の試行に関する特記仕様書」を添付し発注するものとする。なお一つの工事現場で複数の工事を分離発注する場合は、分離発注に係る全ての工事について各号を満たす場合に、対象として指定する。

(1) 施工量に対して十分な工期の確保が見込まれる工事

(2) 契約工期が概ね3ヶ月以上である工事

- (3) 工程が現場条件に大きく制約されない工事
 - (4) 緊急性がない工事
 - (5) 入札予定価格が 1,000 万円以上（一般競争入札）の工事
- （取組内容）

第4条 受注者は、週休2日制の取組みとして、対象期間のうち休日と定めた日（以下「休日」という。）について現場閉所し、就業者の休業が図れるよう配慮するものとする。

- 2 現場条件などに伴いやむを得ず休日に作業を行う必要が生じた場合には、監督員と協議の上、前後10日間の期間において振替休日を設けるものとする。
- 3 受注者は、下請負業者に対し週休2日制の取組みの趣旨を伝え、協力を依頼するものとする。
- 4 受注者は、公衆の見やすい場所に週休2日制工事の試行工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とする。

（記載内容の例）

<p>週休2日制試行工事</p> <p>この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です。</p> <p>発注者：名古屋市上下水道局技術本部 ○○部○○○○○○○</p> <p>施工者：○○○○○○○</p>
--

- 5 受注者は、対象期間中1ヶ月（以下この条において「対象月」という。）ごとに休日取得計画・実績書（様式第1号）を記入し、対象月の前月末日（最初の対象月にあつては、対象期間前）までに監督員に提出するものとする。ただし、休日取得実績及び備考（着工日に関する記載を除く。）の欄については対象月においてその都度記入し、対象月の翌月7日まで（最後の対象月にあつては、対象期間終了後7日以内）に監督員に提出するものとする。
- 6 監督員は、週休2日制の実施に伴う工程の遅延などがいないか日常的に確認するとともに、前項に基づき受注者から提出された休日取得計画・実績書（様式第1号）を確認する。
- 7 受注者は、対象期間終了後7日以内に、休日取得実績確認表（様式第2号）を監督員に提出するものとする。
- 8 受注者は、週休2日制工事の制度をより良いものとするため、発注者が実施するアンケート調査等に協力するものとする。
- 9 発注者は、現場閉所の実施状況を確認し、4週8休以上を満たした場合、労務費に次に掲げる補正係数を乗じて工事費を積算し、工事請負契約約款第23条の規定に基づき請負代金額を変更する。

【補正係数】 4週8休以上 1.05

10 受注者の責による週休2日制の取組みの実施のみを理由とする工期延期は、変更協議の対象としない。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(様式第1号)

休日取得計画・実績書

発注者名	
工事件名	
工期	
受注者名	

年 月		提出日 年 月 日		
日	曜日	休日取得計画	休日取得実績	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
合計休日				

・備考には、着手日、計画日に休みを取得できなかった理由と振替日を記入

(様式第2号)

休日取得実績確認表

発注者名	
工事件名	
工期	
受注者名	

提出日 年 月 日

対象期間の日数	日・・・①
現場閉所を実施した日数	日・・・②
①に対する②の割合	% (少数第2位四捨五入)

(様式第1号)、(様式第2号)は完成図書に保管してください。